

生産情報管理についての 農場認証制度 Q & A

社団法人群馬県畜産協会

Q 1. 農場認証制度とはどのようなものですか。

A 1. 消費者が畜産物に求める安全性や品質（美味しさ）、価格、ブランド、表示（産地・履歴情報）などに対応するためには、生産農場が適正な家畜の飼養管理や衛生管理の実行と、それを裏付ける生産情報の記録・管理によるトレース可能な体制の確保が必要です。この制度では、それらが確実に行われている農場を現地調査等により確認し、認証基準に適合するものを、「生産情報管理農場」として認証するものです。

Q 2. 農場の何を認証するのですか。

A 2. 農場は、家畜飼養衛生管理基準等の多くの法律にのっとり、飼養、衛生管理と、それに関わる情報の記録、管理、保存をしています。これらの項目は、ほとんどの飼養者が普段から行っていることばかりで、認証のために特別なことを、追加的にやるのではない、と考えています。適正な記録、記帳を実施してきた生産管理について、第三者の評価、審査により、認証を受けるといえるものです。

Q 3. 認証はどのような手順で行われ、誰が認証するのですか。

A 3. 生産者からの認証に基づいて、県知事が指定する「確認機関」が現地調査等を行い、認証基準に適合するかどうかを判断して、その結果を県知事に報告し、その内容が認証に値するものであれば、県知事が認証を行います。

Q 4. 農場認証を受けるメリットはどこにありますか。

A 4. 認証を受けたからといって、そのことが直接、取引価格の上昇につながるとは限りません。この認証では、群馬県畜産物の安心への取り組みを消費者に知ってもらうことで、群馬県畜産物の需要を喚起することに主眼があります。当然、認証された農場名称の公表を考えています。また、流通段階の積極的な取り組みにより、認証制度を安定的な取引の構築に使ってもらうこともめざしています。

Q 5. 確認機関とは何ですか。

A 5. 認証に当って、県知事に代わって書類審査、現地調査等の具体的な事務を行う機関のことで、現在のところ、社団法人群馬県畜産協会が県知事より指定されています。

また、第三者による農場認証を行うため、学識経験者、消費者、処理・流通関係者を委員として任命し、審査委員会を設置します。

Q 6. 認証を受けるためにはどうしたらよいですか。

A 6. 定められた認証申請書により県知事に認証の申請をします。詳しくは、県庁畜産課または、確認機関である社団法人群馬県畜産協会にご連絡ください。



県庁畜産課企画経営係
TEL 027-226-3103

社団法人群馬県畜産協会
TEL 027-220-2371
FAX 027-220-2372
前橋市亀里町1310
群馬県農協ビル(〒379-2147)